

< 6 > 地域生活

1. 地 域 生 活	1
2. 市 民 活 動 等 の 促 進	10
3. 消 費 者 行 政	11
4. 交 通 安 全 ・ 防 犯	13
5. 市 民 交 通 災 害 共 済 制 度	17
6. 斎 場 ・ 市 営 墓 地	18
7. 空 き 家 対 策	21
8. 人 権 教 育 ・ 啓 発	22
9. 隣 保 館	23
10. ふ し の 会 館	27
11. 男 女 共 同 参 画	28
12. 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	29
13. 登 録 及 び 証 明	30

1. 地 域 生 活

(1) 自治会集会所建設費助成事業

自治会の実施する自治会集会所建設事業について補助金を交付する事業。

- ① 補 助 額 補助対象経費の10分の5（平成28年4月1日～）
- ② 補助限度額 新築・増築・購入500万円、補修100万円（平成17年10月1日～）
- ③ 補 助 件 数

年度	棟数	決算額（千円）
平成26年度	9	7,930
平成27年度	12	17,203
平成28年度	19	14,952
平成29年度	40	26,460
平成30年度	30	24,198
令和元年度	29	27,209
令和2年度	14	16,497
令和3年度	26	11,144
令和4年度	20	10,060
令和5年度	26	14,186

(2) 自治会集会所登記経費助成事業

自治会の法人格取得に伴う、自治会所有の集会所の土地及び建物の登記手続き経費について補助金を交付する事業。

- ① 補 助 額 補助対象経費の10分の4
- ② 補助限度額 10万円
- ③ 補 助 件 数

年度	件数	決算額（千円）
平成26年度	4	215
平成27年度	8	419
平成28年度	1	50
平成29年度	5	199
平成30年度	7	472
令和元年度	3	216
令和2年度	6	347
令和3年度	0	0
令和4年度	1	4
令和5年度	2	25

(3) 地縁団体の認可状況

地縁団体の認可の目的は、自治会、町内会その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体に法人格を付与することにより、地域的な共同活動に利用する不動産等を団体名義で登記等出来るようにすることである。

令和 5 年度末現在で、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長が認可し、法人格を有している地縁による団体数は 340 団体である。

(4) 明るいまちづくり推進事業

自治会等地域団体が設置する防犯灯の設置費等について補助金等を交付する事業。

① 補助額 ○設置等補助金

LED 灯新設・取替の場合 補助対象事業費の 3 分の 2 (上限 28,000 円)

LED 灯修繕・更新の場合 補助対象事業費の 2 分の 1 (上限 10,000 円)

※ただし、建柱が必要な場合は上限に 18,000 円加算

○維持管理交付金

1 灯 1,000 円／年

※令和 6 年 4 月 1 日時点の灯数に対して交付

② 補助件数（設置等補助金）

年度	設置等灯数	決算額（千円）
平成 26 年度	1,534	28,701
平成 27 年度	1,845	33,599
平成 28 年度	1,203	22,905
平成 29 年度	400	8,592
平成 30 年度	304	6,151
令和元年度	292	5,949
令和 2 年度	326	6,722
令和 3 年度	332	6,835
令和 4 年度	230	4,398
令和 5 年度	220	4,165

※ 平成 23 年度に LED 防犯灯に対する補助率等を変更

※ 平成 29 年度に補助限度額等を変更

※ 平成 30 年度に灯数制限の範囲を変更

※ 令和 2 年度に灯数制限を廃止

※ 令和 6 年度に修繕及び更新に対する補助限度額を変更

(5) 住居表示実施事業

実施年月日	変更前の大字名	変更後の町名
昭和40年6月1日	下宇野令の一部 吉敷の一部 矢原の一部 中讃内の一部	三和町・松美町・中園町・泉都町 緑町・熊野町・荻町・元町・神田町・ 朝倉町・富田原町・前町・下市町・ 今井町・湯田温泉一丁目～六丁目 楠木町・泉町・赤妻町・錦町・穂積 町・若宮町・矢原町・周布町・幸町・ 宝町・葵一丁目～二丁目
昭和43年5月1日	上宇野令の一部 下宇野令の一部 後河原の一部 中河原の一部 早間田・今小路 銭湯小路の一部 相物小路の一部 御局小路・中市 米屋町 馬場殿小路の一部 北ノ小路・新町 米殿小路・道場門前 西門前・糸米小路 荒高・田町 中讃内の一部・新橋 今市・今道 大附・鰐石 大内御堀の一部	滝町・春日町・亀山町 白石一丁目～三丁目 糸米一丁目～二丁目・中河原町 中央一丁目～五丁目 旭通り一丁目～二丁目 本町一丁目～二丁目 道場門前一丁目～二丁目 米屋町・中市町・駅通り一丁目～二丁 目・惣太夫町・黄金町・鰐石町・宮島 町
昭和45年6月1日	上宇野令の一部 八幡馬場の一部 大殿大路の一部 上金古曽 下金古曽・石観音 道祖町・堂ノ前 円政寺の一部・大市 下堅小路の一部 諸願小路の一部 太刀壳・松ノ木 銭湯小路の一部 相物小路の一部 馬場殿小路の一部 宮野下の一部	木町・香山町・水の上町 金古曽町・石観音町・道祖町 円政寺町・堂の前町・大市町 古熊一丁目～三丁目 東山一丁目～二丁目・大手町 三の宮一丁目～二丁目・芝崎町 桜島一丁目～四丁目 折本一丁目～二丁目
昭和51年10月1日	小郡下郷の一部	小郡御幸町・小郡高砂町・小郡黄金町 ・小郡大江町・小郡緑町・小郡船倉町
昭和60年5月1日	小郡下郷の一部	小郡黄金町・小郡花園町
昭和60年10月5日	小郡下郷の一部	小郡若草町・小郡前田町
昭和61年7月10日	小郡下郷の一部	小郡平砂町・小郡緑町
昭和61年12月1日	下宇野令の一部	朝倉町
昭和62年10月22日	小郡下郷の一部	小郡若草町

実施年月日	変更前の大字名	変更後の町名
平成3年11月1日	下宇野令の一部	赤妻町
平成6年12月19日	下宇野令の一部	赤妻町
平成8年11月1日	下宇野令の一部	赤妻町・錦町
平成10年3月2日	上宇野令の一部	天花一丁目～三丁目
平成10年7月5日	上宇野令の一部	上天花町
平成14年11月5日	大内御堀の一部	宮島町
平成18年10月1日	矢原町	矢原町（区画整理による街区変更）
平成19年2月10日	小郡下郷の一部	小郡前田町・小郡維新町・小郡平成町 小郡栄町・小郡給領町・小郡三軒屋町
平成19年11月23日	吉敷の一部	吉敷中東一丁目～四丁目 吉敷下東一丁目～四丁目
平成20年11月1日	吉敷・矢原・朝田の一部	吉敷赤田一丁目～五丁目 吉敷佐畑一丁目～六丁目 維新公園一丁目～六丁目 吉敷上東一丁目～三丁目
平成21年11月21日	宮野下の一部	桜島五丁目
平成23年2月26日	宮野下の一部 小郡上郷の一部 小郡下郷の一部	七尾台・平野一丁目・緑ヶ丘・青葉台 小郡金堀町
平成24年2月25日	宮野下の一部 小郡上郷の一部 小郡下郷の一部	平野二丁目～三丁目・江良一丁目～三丁目・桜島六丁目 小郡円座東町・小郡円座西町 小郡山手上町・小郡尾崎町
平成24年3月22日	宮野下の一部	青葉台
平成25年1月12日	小郡下郷の一部	小郡山手上町
平成25年2月23日	小郡上郷の一部	小郡新町一丁目～七丁目 小郡みらい町一丁目～二丁目 小郡光が丘
平成26年2月22日	大内御堀の一部 大内矢田の一部 大内長野の一部	大内矢田北一丁目～六丁目 大内矢田南一丁目～八丁目
平成27年2月21日	大内御堀の一部・大内矢田の一部 大内御堀の一部	大内氷上一丁目～二丁目 大内氷上三丁目～七丁目
平成28年2月20日	大内御堀の一部 大内御堀の一部 大内御堀の一部	大内問田一丁目～五丁目 大内小京都 大内姫山台
平成29年2月18日	大内御堀の一部	大内千坊一丁目～六丁目

実施年月日	変更前の大字名	変更後の町名
	大内御堀の一部	大内中央一丁目～二丁目
平成30年2月17日	大内御堀の一部	大内御堀一丁目～六丁目
平成31年2月16日	小郡上郷の一部	小郡かぜの丘
令和3年2月20日	小郡下郷の一部、小郡平砂町の一部	小郡令和一丁目～二丁目
令和4年2月19日	小郡下郷の一部	小郡明治一丁目～二丁目・小郡大正町 小郡長谷一丁目・小郡令和三丁目

(6) 山口市宮野地域交流ステーション

高等教育機関と地域住民との交流によるコミュニティ活動を中心としたまちづくりに資するため設置。

施設の概要

所在地	山口市桜島二丁目4番1号
開館年月日	平成13年4月20日
休館日	なし
利用時間	8:30～22:00
指定管理者	宮野自治連合会
敷地面積	322.27 m ²
施設の規模	120.90 m ² (内訳) メインルーム、展示室、和室

(7) 山口市大歳地域交流ステーション

維新百年記念公園の最寄駅であるJR大歳駅舎を地域内外の人々を結ぶ交流拠点施設として活用するとともに、地域住民の交流による地域づくり活動やコミュニティ活動を中心としたまちづくりに資するため設置。

所在地	山口市朝田751番地2
開館年月日	平成24年4月1日
休館日	月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日まで
利用時間	8:30～22:00
指定管理者	大歳まちづくり協議会
敷地面積	419.40 m ²
施設の規模	131.57 m ² (内訳) 地域交流室、展示スペース

(8) 山口市島地温泉ふれあいセンター

温泉を活用して市民の福祉の増進を図るとともに、交流を通じて活力ある地域づくりに資するため設置。

所在地	山口市徳地島地 2102 番地 4
開館年月日	平成 23 年 6 月 26 日
休館日	水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日まで
利用時間	10:00~20:00
指定管理者	島地温泉ふれあいセンター運営協議会
敷地面積	2,365.82 m ²
施設の規模	467.61 m ² (内訳) 浴槽(2槽)、交流室(フロア)、交流室(和室) 食材供給施設、物品販売施設、倉庫、事務室

(9) 山口市上村高齢者女性等活動促進センター

高齢者及び女性の安定的で継続性の高い活動を基礎として地域の活性化を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するため設置。

所在地	山口市徳地上村534番地1
開館年月日	平成 17 年 4 月 1 日
休館日	水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
利用時間	8:30~22:00
指定管理者	上村高齢者女性等活動促進センター運営委員会
敷地面積	1,410.12 m ²
施設の規模	199.63 m ² (内訳) 大集会室、実習室、小研修室

(10) 山口市伊賀地高齢者女性等活動促進センター

高齢者及び女性の安定的で継続性の高い活動を基礎として地域の活性化を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するため設置。

所在地	山口市徳地伊賀地 745 番地 1
開館年月日	平成 18 年 7 月 8 日
休館日	水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
利用時間	8:30~22:00
指定管理者	伊賀地高齢者女性等活動促進センター管理運営委員会

敷地面積 1,937.10 m²

施設の規模 199.90 m² (内訳) 大集会室、実習室、小研修室

(11) 山口市柚野地域活性化センター

地域住民の主体的な取組を基礎として地域の活性化及び自立を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与するため設置。

所在地 山口市徳地柚木 2021 番地

開館年月日 平成 17 年 5 月

休館日 水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

利用時間 8:30~22:00

指定管理者 柚野地域振興協議会

敷地面積 1,961.00 m²

施設の規模 301.90 m² (内訳) 健康増進室、交流室、相談室、調理室、和室

(12) 地域交流センター一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地	延床面積 (㎡)	建設年度
大殿地域交流センター	大殿大路 120 番地 4	786	H5 H26 増築
白石地域交流センター	本町一丁目 1 番 25 号	1,054	H16
湯田地域交流センター	湯田温泉五丁目 5 番 50 号	1,413	H6 R5 増築
仁保地域交流センター	仁保中郷 1041 番地	1,117	H22
小鯖地域交流センター	下小鯖 2519 番地	658	H2
大内地域交流センター	大内矢田北一丁目 10 番 11 号	1,034	S56 H12 増築
宮野地域交流センター	宮野下 3054 番地	1,313	H28
吉敷地域交流センター	吉敷佐畑一丁目 4 番 1 号	999	H15 H23 増築
平川地域交流センター	平井 1665 番地	742	H4
大歳地域交流センター	矢原 1407 番地 5	768	S61 H27 増築
陶地域交流センター	陶 2595 番地	998	H28
鑄銭司地域交流センター	鑄銭司 5675 番地 1	1,115	R1
名田島地域交流センター	名田島 1218 番地 1	768	H1
二島地域交流センター	秋穂二島 5990 番地	1,647	R1
嘉川地域交流センター	嘉川 4651 番地 1	1,271	H24
佐山地域交流センター	佐山 2726 番地 1	987	R1
小郡地域交流センター	小郡下郷 609 番地 1	2,022	H31
秋穂地域交流センター	秋穂東 6823 番地 1	3,550	H21
阿知須地域交流センター	阿知須 2743 番地	1,234	R3
徳地地域交流センター	徳地堀 1561 番地 1	699	R4
島地分館	徳地島地 96 番地 2	513	H14
串 分館	徳地鯖河内 1629 番地 1	430	H17
八坂分館	徳地八坂 975 番地	497	H7
柚野分館	徳地野谷 349 番地 2	336	S50
阿東地域交流センター	阿東徳佐中 3425 番地 1	2,120	H24
篠生分館	阿東生雲東分 74 番地 6	557	R4
生雲分館	阿東生雲中 188 番地 2	850	H7
地福分館	阿東地福上 1697 番地	1,487	S58
嘉年分館	阿東嘉年下 28 番地 1	618	H1

(13) 地域交流センター概要（令和５年度実績）

No.	施設名	講座・学級数			定期利用団体			その他		延べ 利用者人数
		講座数	講座 回数	受講者 (延べ)	団体数	利用 件数	人数	件数	人数	
1	大殿地域交流センター	6	6	78	19	665	6,587	1,169	16,765	23,430
2	白石地域交流センター	15	42	249	26	632	6,775	779	14,250	21,274
3	湯田地域交流センター	13	15	222	25	492	4,640	492	8,132	12,994
4	仁保地域交流センター	8	39	395	22	596	4,262	191	5,519	10,176
5	小鯖地域交流センター	12	27	408	24	728	6,430	279	3,113	9,951
6	大内地域交流センター	11	36	392	51	2,185	24,287	1,115	19,494	44,173
7	宮野地域交流センター	13	36	277	36	1,153	15,424	3	6,024	21,725
8	吉敷地域交流センター	20	112	1,167	30	869	10,421	1,381	18,996	30,584
9	平川地域交流センター	7	8	290	15	486	3,709	1,957	23,346	27,345
10	大歳地域交流センター	12	102	1,423	24	657	9,542	880	14,997	25,962
11	陶地域交流センター	12	43	1,011	34	125	1,402	168	4,582	6,995
12	鑄銭司地域交流センター	12	17	210	16	335	2,425	813	9,082	11,717
13	名田島地域交流センター	13	15	574	9	165	727	238	7,095	8,396
14	二島地域交流センター	8	45	124	14	398	5,250	182	4,181	9,555
15	嘉川地域交流センター	8	38	435	46	1,399	21,229	301	4,070	25,734
16	佐山地域交流センター	22	26	1,700	24	963	4,258	648	5,810	11,768
17	小郡地域交流センター	13	44	1,535	63	1,753	22,506	1,775	24,291	48,332
18	秋穂地域交流センター	14	28	581	29	854	7,553	471	6,595	14,729
19	阿知須地域交流センター	1	7	82	36	1,366	13,455	776	14,879	28,416
20	徳地地域交流センター	4	4	31	9	202	881	886	11,566	12,478
21	徳地地域交流センター島地分館	26	26	226	3	100	695	131	2,268	3,189
22	徳地地域交流センター串分館	5	14	122	4	51	387	91	1,394	1,903
23	徳地地域交流センター八坂分館	10	10	66	14	286	1,558	107	2,449	4,073
24	徳地地域交流センター柚野分館	3	12	106	2	90	613	26	352	1,071
25	阿東地域交流センター	6	108	978	19	472	2,912	394	6,686	10,576
26	阿東地域交流センター篠生分館	0	0	0	8	132	764	286	6,719	7,483
27	阿東地域交流センター生雲分館	2	45	708	4	90	472	221	3,316	4,496
28	阿東地域交流センター地福分館	1	3	53	2	78	1,434	379	5,460	6,947
29	阿東地域交流センター嘉年分館	1	10	140	1	41	222	251	3,575	3,937
全体計		278	918	13,583	609	17,363	180,820	16,390	255,006	449,409

2. 市民活動等の促進

(1) 山口市市民活動支援センターの設置・運営

市民活動（市民が営利を目的とせず自主的に行う公益活動をいう。）の推進を図るため、山口市市民活動支援センターを設置。

開館年月日	平成 13 年 12 月 1 日
開館時間	9 : 30 ~ 18 : 00
休館日	水曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日 ~ 翌年 1 月 3 日）
運営主体	認定特定非営利活動法人 山口せわやきネットワーク
委託料	23,083,000 円/年
事業内容	市民活動及び地域づくり活動の普及・啓発、相談、人材養成、情報収集・発信等
所在地	山口市道場門前二丁目 3 番 6 号どうもんビル 1 階
建物	鉄骨造陸屋根 3 階建て 1 階部分 1 階 338.4 m ²

3. 消費者行政

消費者行政は、国及び県の方針や施策と連携しながら、地域の実態に即し市民の消費生活の向上を図るとともに、消費生活上の諸問題を把握し、行政として消費生活相談にあたり、消費者保護対策の推進に努めている。

消費者相談の窓口としては、平成 19 年 4 月 1 日「山口市消費生活センター」を新設し、相談業務・啓発活動を行い、「安全・安心のまちづくり」の推進に努めている。

令和 3 年 4 月、「山口市消費者安全確保地域協議会」を発足し、警察署、民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市連合婦人会、市老人クラブ連合会、市消費者団体連絡連絡会（市内地域の消費者団体）、市福祉関係部署等を構成員として、連携のための会議や研修会を実施し、消費者保護を目的とした見守りネットワークを構築している。

(1) 消費生活相談事業

① 消費生活相談業務

社会の変化に伴い、複雑多様化する消費者からの相談や苦情に対し、県消費生活センターをはじめ、警察署等関係機関と連携のうえ、適切な助言や、他機関の紹介等を行っている。

（令和 5 年度相談件数 1,325 件 令和 4 年度相談件数 1,478 件）

② 多重債務相談業務

国の多重債務相談マニュアルに基づき、平成 20 年 4 月、「多重債務問題庁内連絡会議」を設置した。現在は、この会議を基に「市消費者安全確保地域協議会」として活動している。

庁内関係課において、相談業務の中で発見された多重債務者の早期解決を図ることを目的とする。市民からの多重債務に関する相談を受け付け、法テラスや無料法律相談などを紹介している。

(2) 消費者教育の推進

① 消費生活推進員事業

令和 5 年度、山口市消費生活推進員として 22 名を委嘱（任期 2 年）し、被害を未然に防ぐため、出前講座の講師として派遣し、身近な地域での啓発活動に努めている。

② 移動消費生活センター出前講座事業

地域からの要請に基づき、消費生活相談員を派遣し、消費者被害防止見守り活動をされている地域及び関係団体等の方々を対象に実施し、地域での見守り、啓発活動に努めている。

③ 学校における消費生活出前講座事業

平成 28 年度から、若年層の消費者被害を防止するため、小・中学校と連携して児童生徒を対象とした出前講座による消費者教育を実施している。

④ 一般消費者への啓発事業

市民が経済社会の変化に即応して、自主的・合理的な消費生活を営むことができるよう、毎年 5 月の消費者月間、市報、市公式ウェブサイト及び市広報番組等による消費生活に関する情報の提供や地区行事での啓発活動を行っている。

(3) 県の推進員活動の支援

平成 20 年度から県が設置した、食の安心モニターの活動を支援している。

(4) 消費生活用製品等安全調査事業

平成 8 年度から消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査を実施しており、平成 24 年度からは、電気用品安全法に基づく立入検査を実施している。

(5) そ の 他

- ① 山口市内の消費者団体への活動を支援し、各団体が行う地域活動の促進を図っている。
- ② 「うそ電話詐欺」による被害が多発していることから、平成 27 年度から「振り込め詐欺撃退電話装置」を半年間の期限で無料貸出ししている。現在、貸出中の台数を含めて、70 台で運用している。

4. 交通安全・防犯

(1) 山口市における交通事故の推移

年別 区分	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
人身事故（件）	874	742	695	597	468	374	286	286	280	300
死者数（人）	7	7	11	19	4	7	5	4	3	6
傷者数（人）	1,058	918	863	733	558	454	329	332	320	344

(2) 交通安全年間スローガン

「住みよい山口 いつも心に 交通安全」

(3) 交通安全活動の推進要領

- ① 交通安全活動推進計画の策定及び実施
- ② 交通実態を踏まえた独自の活動重点の決定と取り組みの強化
 - こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - 高齢者の交通事故防止
- ③ 地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画の呼びかけ
- ④ 講習会・交通安全教室等、交通安全教育の推進
- ⑤ 市民への広報啓発活動の推進
- ⑥ 交通安全施設・通学路等の点検整備の推進

(4) 交通安全運動の推進

① 年間を通して推進する運動

「交通マナーアップやまぐち」キャンペーン

② 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間	運 動 の 重 点
春の全国交通安全運動	令和6年 4月6日から 4月15日まで	○ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ○ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ○ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 ○ 高齢者の交通事故防止
夏の交通安全県民運動	令和6年 7月11日から 7月20日まで	○ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ○ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 ○ 高齢者の交通事故防止
秋の全国交通安全運動	令和6年 9月21日から 9月30日まで	○ 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 ○ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ○ 高齢者の交通事故防止

運 動 名	期 間	運 動 の 重 点
高齢者の 交通事故防止県民運動	令和6年 11月9日から 11月15日まで 令和7年 3月9日から 3月15日まで	○高齢歩行者の交通事故防止 ○高齢運転者の交通事故防止 ○高齢者の自転車安全利用の推進 ○反射材・ハイビームの活用促進
年末年始の 交通安全県民運動	令和6年 12月10日から 令和7年 1月3日まで	○ 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 ○ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ○ 高齢者の交通事故防止

③ 日を決めて実施する運動

運 動 名	実 施 日	推 進 内 容
市 民 交 通 安 全 日	毎月1日・15日	街頭立哨と広報啓発活動
反射材・ハイビーム活用促進の日	毎 月 9 日	広 報 啓 発 活 動
高 齢 者 の 交 通 安 全 日	毎 月 15 日	街頭立哨と広報啓発活動
交通死亡事故ゼロを目指す日	4 月 10 日 9 月 30 日	広 報 啓 発 活 動

④ 特定の運動等

交通死亡事故多発警報発令時の対策強化	「山口市交通死亡事故多発警報発令」実施要領により実施
--------------------	----------------------------

(5) 山口市における刑法犯罪認知件数

26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
1,259	1,163	1,015	927	933	784	535	490	437	624

(6) 防犯活動の推進

犯罪のないまちの実現を目指し、警察や関係団体等と連携し、防犯啓発活動等を推進する。

- ・ 地域での防犯活動を推進するための防犯対策協議会への補助
- ・ 自治会等が設置する防犯灯設置費等についての補助（補助内容については 6 地域生活-2 ページ参照）

5. 市民交通災害共済制度

(1) 共 済 の 概 要

施 行 期 日 昭和 42 年 11 月 1 日

対 象 山口市に居住している人、又は市内の事業所等に勤務する人及び家族
(学生については市外在住でも可)

加 入 手 続 山口市交通安全対策協議会（加入受付期間 随時）
生活安全課生活安全担当、各総合支所地域振興課、各地域交流センター（大
・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東を除く）および徳地・阿東各
分館、大海総合センター

方 式 委託方式（こくみん共済 coop 山口推進本部）

掛金及び給付

掛 金 (年額)	給 付	昭和 44 年度まで	死亡の場合
		360 円	1,000,000 円（平成 5 年度より）
45・46 年度	怪我の場合	720 円	入 院 1 日 1,200 円（最高 180 日）
47・48 年度	通 院 7,000～47,000 円	600 円	※二型、三型については給付金が 2 倍、3 倍
49～平成 4 年度		480 円	
5 年度～	平成 2 6 年度～	520 円	死亡の場合
19 年度～		一型 520 円 二型 1,040 円 三型 1,560 円	1,000,000 円
22 年度～	怪我の場合	一型 600 円 二型 1,200 円 三型 1,800 円	入 院 1 日 2,000 円（最高 180 日）
26 年度～	通 院 1 日 1,000 円（最高 90 日）	一型 840 円 二型 1,260 円	※死亡・怪我共に二型、三型、四型については 給付金が 1.5 倍、2 倍、2.5 倍
		三型 1,680 円 四型 2,100 円	

(2) 加入及び給付状況

年度 区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
加入者数	11,775 人	11,818 人	11,004 人	10,621 人	9,364 人	8,627 人	7,996 人	7,047 人	6,124 人	5,416 人
加 入 率	6.1%	6.1%	5.7%	5.5%	4.8%	4.5%	4.1%	3.7%	3.2%	2.9%
給付件数	83 件	105 件	121 件	106 件	103 件	89 件	59 件	55 件	63 件	34 件
給付金額	8,728,100 円	5,822,000 円	10,520,500 円	11,432,000 円	9,993,000 円	8,740,500 円	5,347,000 円	3,716,000 円	6,580,000 円	4,549,000 円

6. 斎場・市営墓地

(1) 斎場

名 称	山口市仁保斎場
位 置	山口市仁保下郷 10035 番地 1
設備内容	告別室、火葬炉 5 基、胞衣炉 1 基、ロビー、待合室、収骨室、葬祭場、通夜室、霊安室
利用時間	火葬施設 午前 9 時～午後 6 時（最終到着時間午後 4 時）
	葬 祭 場 午前 9 時～午後 5 時
	通 夜 室 午後 5 時～翌日午前 9 時（ただし、葬儀の場合 午前 9 時～午後 5 時）
	霊 安 室 24 時間（ただし、遺体の搬入は午前 9 時～午後 5 時）

使 用 料

（令和 6 年 4 月現在）

種 別	区 分	単 位	使用料	
			市住民	市外住民
火 葬 施 設	12 歳以上	1 体につき	無料	30,000 円
	12 歳未満	1 体につき	無料	20,000 円
	死産児	1 胎につき	無料	5,000 円
	産汚物又は人体の一部	1 件につき	無料	3,000 円
待 合 室	1 室	2 時間	3,300 円	6,600 円
	超過利用	1 時間当たり	1,100 円	2,200 円
葬 祭 場	1 回につき	3 時間	22,000 円	44,000 円
	超過利用	1 時間当たり	6,600 円	13,200 円
通 夜 室	通夜による利用	午後 5 時から 翌日午前 9 時まで	11,000 円	22,000 円
	葬祭に利用 1 回につき	3 時間	22,000 円	44,000 円
	超過利用	1 時間当たり	6,600 円	13,200 円
霊 安 室	1 体につき	24 時間以内	3,300 円	6,600 円

名 称	山口市嘉川斎場（浄明苑）			
位 置	山口市嘉川 5500 番地			
設備内容	告別室、火葬炉 4 基、胞衣炉 1 基、ロビー、待合室、収骨室、葬祭場、通夜室、霊安室			
利用時間	火葬施設	午前 9 時～午後 7 時（最終到着時間午後 5 時）		
	葬 祭 場	午前 9 時～午後 5 時		
	通 夜 室	午後 5 時～翌日午前 9 時（ただし、葬儀の場合 午前 9 時～午後 5 時）		
	霊 安 室	2 4 時間（ただし、遺体の搬入は午前 9 時～午後 5 時）		

使 用 料 (令和 6 年 4 月現在)

種 別	区 分	単 位	使 用 料	
			市 住 民	市外住民
火 葬 施 設	12 歳以上	1 体につき	無料	30,000 円
	12 歳未満	1 体につき	無料	20,000 円
	死産児	1 胎につき	無料	5,000 円
	産汚物又は人体の一部	1 件につき	無料	3,000 円
待 合 室	1 室につき	2 時間	3,300 円	6,600 円
	超過利用	1 時間当たり	1,100 円	2,200 円
葬 祭 場	1 回につき	3 時間	22,000 円	44,000 円
	超過利用	1 時間当たり	6,600 円	13,200 円
通 夜 室	通夜による利用	午後 5 時から 翌日午前 9 時まで	11,000 円	22,000 円
	葬祭に利用 1 回につき	3 時間	22,000 円	44,000 円
	超過利用	1 時間当たり	6,600 円	13,200 円
霊 安 室	1 体につき	24 時間以内	3,300 円	6,600 円

名 称	山口市徳地斎場			
位 置	山口市徳地野谷 10032 番地 5			
設備内容	告別ホール、火葬炉 2 基、待合ホール、待合和室、収骨室、葬祭場			
利用時間	火葬施設	午前 9 時～午後 6 時（最終到着時間午後 4 時）		
	葬祭施設（待合ホール及び待合和室 2 室）			
	葬儀の場合	①午前 9 時～午後 1 時 ②午後 1 時 30 分～午後 5 時 30 分		
	通夜の場合	午後 5 時～翌日午前 9 時		

使 用 料 (令和 6 年 4 月現在)

種 別	区 分	単 位	使 用 料	
			市 住 民	市外住民
火 葬 施 設	12 歳以上	1 体につき	無料	30,000 円
	12 歳未満	1 体につき	無料	20,000 円
	死産児	1 胎につき	無料	5,000 円
	産汚物又は人体の一部	1 件につき	無料	3,000 円

種 別	区 分	単 位	使 用 料	
			市 住 民	市外住民
待 合 和 室	1 室	2 時間	1,780 円	3,560 円
	超過利用	1 時間当たり	597 円	1,194 円
葬 祭 施 設 (待 合 ホール 及 び 待 合 和 室 2 室)	1 回につき	4 時間につき	8,800 円	17,600 円
	超過利用	1 時間当たり	2,640 円	5,280 円
	通夜による利用	午後 5 時～ 翌日午前 9 時	5,500 円	11,000 円

※上記により計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

名 称 山口市阿東火葬場
 位 置 山口市阿東地福下 12112 番地
 設備内容 告別ホール、火葬炉 1 基、待合ホール、待合和室、収骨室
 利用時間 火葬施設 午前 9 時～午後 7 時（最終到着時間午後 5 時）
 使 用 料 (令和 6 年 4 月現在)

種 別	区 分	単 位	使 用 料	
			市 住 民	市外住民
火 葬 施 設	12 歳以上	1 体につき	無料	30,000 円
	12 歳未満	1 体につき	無料	20,000 円
	死産児	1 胎につき	無料	5,000 円
	産汚物又は人体の一部	1 件につき	無料	3,000 円

(2) 市営墓地 (令和 6 年 4 月現在)

名 称	位 置	総区画数	使用区画数
山口市営御堀霊園	山口市大内御堀 10194 番地 2 ほか	963	793
山口市営柊第一霊園	山口市下小鯖 223 番地 1	394	365
山口市営柊第二霊園	山口市下小鯖 220 番地 1 ほか	440	414
山口市営柊第三霊園	山口市下小鯖 10038 番地 6 ほか	395	372
山口市営ふしの第一墓地	山口市三和町 1741 番地 1 ほか	362	327
山口市営ふしの第二墓地	山口市三和町 1673 番地ほか	98	78
山口市営小郡円座霊園	山口市小郡上郷 11500 番地 107 ほか	493	463
山口市営岡山共葬墓地	山口市阿知須 10649 番地 48	646	638

7. 空き家対策

平成 25 年 7 月 1 日より施行された旧「山口市空き家等の適正管理に関する条例」により、新たに空き家等が管理不全な状態とならないような啓発・情報提供、及び管理不全な状態となった空き家等の改善・解消を図る取り組みを実施してきた。その後平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が制定され、翌平成 27 年 5 月 26 日に完全施行に至った後は、法に基づく取り組みに移行している。市条例も法と整合を図った形に全部改正を行った。また、令和 5 年 12 月に「法の一部を改正する法律」が施行され、市条例等に所要の改正を行った。

空き家の利活用の促進面と、適切な管理が行われていない空き家の改善推進面とに分けて、複数の部署により取り組んでいる。

(1) 所有者等による空き家の適切な管理の促進

- ・固定資産税の納税通知書に、法の内容や空き家や家屋の管理、相続手続き、再利用等に関して啓発するチラシを同封して、所有される建物の維持管理の必要性を促している。
- ・空き家の管理委託の相談に関しては、空き家等の管理受託サービスについて協定を交わしている公益社団法人山口市シルバー人材センターを御案内して、管理不全な空き家の発生防止を図る。
- ・空き家・空き地の利活用の相談に関しては、「空き家・空き地バンク」への登録や市内の空き家の市場への流通促進について協定を交わしている一般社団法人山口県宅建協会山口支部や公益社団法人全日本不動産協会山口県本部を御案内して、所有者等の要望実現を図る。
- ・空き家の管理や相続手続きについて啓発する相談会等の開催を図る。
- ・特に保安上危険な状態で、周辺への影響度の高い空き家に関しては、進入路が狭く、解体が困難なため、解決が先送りされている空き家が散見されている状況等も踏まえて、予算の範囲内で除却等補助制度の活用を図る。
- ・令和 3 年度に実施した、外観からによる空き家（法の定義を基本）の実態調査では、空き家と見られた建物は、市内全域で 4,451 件確認された。

(2) 適切な管理が行われていない空き家の改善推進

- ・著しく保安上危険となる、或いは衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境保全のため放置できない状態の空き家等に関し、所有者等に対して管理改善を促す。
- ・所有者等の状況把握に努めた結果、特段の理由なく故意、怠慢で空き家の管理改善に取り組んでいただけない場合や所有者等が不明な場合等には、危険度等の判定により法に定める管理不全空家等又は特定空家等と判断して、法による立入調査、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の対処を基本としている。

8. 人権教育・啓発

「市民一人ひとりが人権を尊重するまち」の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」、「山口県人権推進指針」及び「山口市人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 主 な 事 業

- 地域社会における取り組み
 - ・ 山口市人権施策推進審議会の開催
 - ・ 山口市人権学習講座（16回）の実施
 - ・ 山口市じんけんフェスタの実施
 - ・ 地域交流センター等における人権学習の支援
 - ・ 地域人権学習推進活動の支援（21地区）
 - ・ 地域や職場へ講師の派遣
 - ・ 山口市人権教育推進委員研修会の実施
 - ・ 山口市企業・職場人権学習連絡協議会への支援
- 家庭教育への支援
 - ・ 家庭と学校が連携した人権学習研修活動の支援（各幼小中PTAへ委託）
- 人権啓発の推進
 - ・ 市報やまぐち、ホームページによる啓発
 - ・ 人権推進室だより、じんけんミニレターの配布
 - ・ 人権学習・啓発ビデオ、DVDの貸出
 - ・ 人権週間街頭巡回啓発（12月4日～10日）
- 相談・支援体制の充実
 - ・ 特設相談所の周知及び法務局等相談機関との連携
 - ・ 人権関係相談機関に関する情報提供
 - ・ 山口人権擁護委員協議会への助成

9. 隣 保 館

(1) 施 設 の 概 要

名 称	山 口 市 山 口 隣 保 館	山 口 市 陶 隣 保 館 (陶ふれあいセンター)
位 置	山口市三和町3番1号	山口市陶4713番地1
開 館	昭和43年1月1日	昭和50年4月1日
敷地の面積	743.42 m ²	1,246.88 m ²
建物の面積	247.50 m ²	564.25 m ²
1 階	玄 関 6.25 m ² 調 理 室 38.00 m ² 事 務 室 22.00 m ² 会 議 室 81.90 m ² 和 室 44.60 m ² 便 所 24.60 m ² 廊 下 30.15 m ²	事 務 室 25.66 m ² 和 室 27.34 m ² 学 習 室 61.44 m ² 玄関ホール 29.35 m ² 会 議 室 75.98 m ² 物入・押入 22.37 m ² 料理講習室 35.67 m ² 便 所 31.51 m ² 廊 下 23.32 m ² 湯 沸 室 外 48.71 m ²
2 階		集 会 室 91.75 m ² 階段廊下他 32.25 m ² 屋 内 倉 庫 14.43 m ²
屋 外 倉 庫	プレハブ物置 4.4 m ² 自転車置場 5.76 m ²	屋外倉庫 33.96 m ² 自転車置場 6.91 m ² プレハブ物置 3.60 m ²
主 な 設 備	マイク、ワイヤレスマイク、アンプ プロジェクター、スクリーン、鏡 料理器具一式、冷蔵庫	料理器具一式、冷蔵庫、児童図書（たけのこ 学級）、スポーツ用具（卓球、トランポリン）
職 員	館 長 1 事 務 職 員 1	館 長 1 生活指導員 2 事 務 職 員 1 生活指導員補助員 6 事務補助員 1

(1) 施設の概要(つづき)

名 称	山 口 市 山 口 隣 保 館 別 館
位 置	山 口 市 三 和 町 1 3 番 1 9 号
開 館	平 成 21 年 4 月 1 日
敷地の面積	1,846.30 m ²
建物の面積	542.44 m ²
1 階	玄 関 9.00 m² 多目的便所 5.76 m² ホール・廊下 23.80 m² 女子更衣室 11.25 m² 会 議 室 28.80 m² 男子更衣室 11.25 m² 倉 庫 4.50 m² 倉 庫 A 18.00 m² パントリー 5.00 m² 倉 庫 B 13.50 m² 女 子 便 所 13.26 m² 多目的ホール 383.40 m² 男 子 便 所 9.77 m²
屋外倉庫	屋 外 倉 庫 21.87 m ² 自転車置場 21.60 m ²
主な設備	マイク、ワイヤレスマイク、アンプ、 C D ラジカセ、テレビ、ホワイトボード、 掃除機、モップ、ターボリンシート、 ターボリンシート巻取機、鏡、机、イス、 ロッカー、全自動血圧計

(2) 建設概要

区 別	山 口 市 山 口 隣 保 館	山 口 市 陶 隣 保 館 (陶ふれあいセンター)
工事着工年月日	平成 29 年 2 月 16 日	平成 29 年 8 月 3 日
工事竣工年月日	平成 29 年 10 月 25 日	平成 30 年 3 月 5 日
建 設 費	建物 78,459 千円 電気設備 17,142 千円 機械設備 17,958 千円	建物 122,540 千円 電気設備 15,444 千円 機械設備 22,738 千円
財 源 内 訳	国 庫 48,250 千円 県 費 24,126 千円 市 債 38,800 千円 一般市費 2,383 千円	国 庫 51,290 千円 県 費 25,646 千円 市 債 71,700 千円 一般市費 12,086 千円
構 造	鉄骨造 1 階建	鉄骨造 2 階建 及び 鉄筋コンクリート造 1 階 ＋ 鉄骨造 2 階
建 築 面 積	312.23 m ²	434.35 m ²
延 面 積	247.50 m ²	564.25 m ²
設 計 監 理	山口市都市建設部建築課	山口市都市建設部建築課
施 工	防長建設工業株式会社	鴻城土建工業株式会社

(2) 建設概要(つづき)

区 別	山 口 市 山 口 隣 保 館 別 館
工事着工年月日	平成 20 年 5 月 20 日
工事竣工年月日	平成 21 年 1 月 30 日
建 設 費	114,013 千円
財 源 内 訳	国 庫 千円 県 費 市 債 一般市費 114,013 千円
構 造	鉄骨造鋼板ぶき平屋建て
建 築 面 積	556.46 m ²
延 面 積	542.44 m ²
設 計 監 理	山口市都市整備部建築課
施 工	防長建設工業株式会社

(3) 主 な 事 業

- 生活相談及び生活改善に関する事業
- 保健衛生に関する事業
- 教養文化及びレクリエーションに関する事業
- 留守家庭児童の育成に関する事業

10. ふしの会館

(1) 施設の概要

位 置	山口市三和町3番3号			
開 館	昭和53年4月			
敷地の面積	1,524.25 m ²			
建物面積	597.34 m ² (平成11年度増築を含む)			
一 階	事務室	40.67 m ²	玄関ホール	24.20 m ²
	相談室	9.77 m ²	廊 下	27.85 m ²
	学習室	32.50 m ²	便 所	26.60 m ²
	遊戯室	87.75 m ²	階段室	18.85 m ²
	和 室	49.18 m ²	浴 室	8.82 m ²
二 階	集会室	152.75 m ²	階 段	18.85 m ²
	すぎのこ学級	55.25 m ²	廊 下	17.70 m ²
	便 所	26.60 m ²		
主 な 設 備	図書 920冊 (児童館と併せて)、スポーツ用具 (グラウンドゴルフ)、 コピー機、パウチ 卓球台、トランポリン、将棋盤、ピアノ、紙芝居など			
職 員	山口隣保館館長と職員1名、児童厚生補助員3名			
総 工 費	106,587 千円			
工 期	昭和52年10月～昭和53年3月			
設 計、監 理	山口市建設部建築課			
施 工	株式会社 西谷工務店			

ふしの会館の建物は、三和児童館、三和教育集会所の二つの構造からなりたち、児童館及び社会教育推進の施設として、それぞれの機能を果たしている。

11. 男女共同参画

男女共同参画社会基本法にのっとり、一人ひとりが性別に関係なく社会の一員として尊重され、ともに認めあい、ともに支えあい、ともに輝いていく男女共同参画社会の実現を図るため、市内男女共同参画推進団体との協働により、市民の男女共同参画意識を醸成するための啓発を、総合的かつ効果的に推進する。

(1) 主な事業

- 山口市男女共同参画推進審議会の開催
- 山口市男女共同参画センター事業の実施
- 男女共同参画情報誌「l i v e」の発行
- 啓発講演会の開催
- 啓発イベントの実施
- 啓発図書、DVDの設置・貸し出し
- ウェブサイトによる情報提供
- リーフレット、相談カード等の配布・設置
- 団体が行う男女共同参画社会の形成に資する活動への補助金交付
- 男女共同参画週間（6月23日～29日）の啓発
- 女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）の実施
- 女性相談員による相談事業の実施
- 男性相談員による男性のための電話相談の実施

12. 男女共同参画センター

(1) 施設の概要

名 称	山 口 市 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー
位 置	山口市中央二丁目5番1号
開 館	平成21年4月1日
床 面 積	666.69 m ²
市民会館事務所2階	事 務 室 38.40 m ² 機 械 室 20.48 m ² 第1講座室 137.21 m ² 階段・廊下 101.46 m ² 第2講座室 38.40 m ² 洗 面 所 35.87 m ² 和 室 40.93 m ² 倉 庫 26.51 m ² 視 聴 覚 室 143.07 m ² 相談室（ロビー共） 84.36 m ²
主 な 設 備	マイク、ワイヤレスマイク、アンプ 輪転機、コピー機、 モニター／ビデオ、DVD プロジェクター、スクリーン
職 員	所 長 1 事 務 職 員 2 会計年度任用職員 1 女性相談員 3

13. 登録及び証明

(1) 受付件数（件）

（令和 5 年度）

	戸籍の届出	住民異動	印鑑登録	計
山 口 市	8, 594	20, 529	6, 054	35, 177

(2) 証明交付件数 (件)

(令和5年度)

	印鑑証明	戸(除)籍	住民票	その他	計
山口総合支所	30,343	36,621	64,388	2,736	134,088
仁保	383	428	530	9	1,350
小鯖	628	925	1,010	25	2,588
大内	2,460	1,306	3,976	50	7,792
宮野	922	784	1,580	36	3,322
吉敷	1,788	968	2,865	24	5,645
平川	1,791	854	2,998	21	5,664
大歳	1,460	777	2,735	15	4,987
陶	177	139	205	1	522
鑄銭司	362	347	464	7	1,180
名田島	209	401	325	4	939
二島	202	157	268	4	631
嘉川	847	736	993	20	2,596
佐山	269	224	390	3	886
小郡総合支所	5,959	4,901	10,743	412	22,015
阿知須総合支所	1,720	3,169	3,226	233	8,348
秋穂総合支所	997	1,799	1,721	79	4,596
大海	158	144	198	0	500
徳地総合支所	756	2,408	1,192	94	4,450
柚野	12	22	16	0	50
八坂	80	91	68	3	242
島地	122	112	136	2	372
串	24	13	14	0	51
阿東総合支所	560	1,113	738	92	2,503
篠生	105	195	191	1	492
生雲	178	453	307	61	999
地福	149	122	151	4	426
嘉年	54	67	52	3	176
計	52,715	59,276	101,480	3,939	217,410
無料交付数計	197	18,223	12,021	0	30,441
合計	52,912	77,499	113,501	3,939	247,851

注1 戸籍の件数は、戸籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍謄抄本、戸籍記載事項証明、除籍記載事項証明、届書の受理証明及び届書の記載事項証明及び広域交付（戸籍関係証明書）の交付件数

注2 住民票の件数は、住民票の写し・記載事項証明、戸籍の附票の交付件数

注3 その他の件数は、閲覧、広域交付（住民票）の交付件数、身分証明書、臨時運行許可証及び諸証明の交付数

注4 無料交付数は、公用請求など法令に基づく請求により手数料を免除した件数

